平成 25 年３月６日

各 位

会 社 名　株式会社フォンツ・ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　小野間　史敏
（ＪＡＳＤＡＱコード：3350）
問合せ先　ＩＲ/広報担当　　丹藤　昌彦
（050－5808－5551）

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成 25 年４月 24 日開催予定の臨時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期の変更及び発行可能株式総数の増加等について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款一部変更の理由

（１）条文削除　（定款一部変更の件（１））

発行済の A 種優先株式の全部が普通株式に転換され、当社が取得した A 種優先株式の全部を消却したことに伴って、A 種優先株式に関係する条文を削除するものであります。

（２）発行可能株式総数の増加　（定款一部変更の件（１））

機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするため、発行可能株式総数を現行の 70,000,000 株から 111,157,600 株に変更するものであります。

（３）決算期変更　（定款一部変更の件（２））

当社株式の議決権割合 33.05％を所有する Red Planet Holdings Pte Ltd 社と決算期の統一を行うことによる決算業務の効率化を企図して、当社の事業年度につき、現行の毎年９月１日から翌年８月 31 日までを、10 月１日から翌年９月 30 日に変更するものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けることといたします。

なお、決算期の変更に伴い移行期間となる第 15 期事業年度は、平成 24 年９月１日から平成 25 年９月 30 日までの 13 カ月間となります。

２．定款変更の内容

定款一部変更の件（１）（発行可能株式総数の増加、A 種優先株式等に関する条文削除）

（変更箇所は下線部で表示）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、70,000,000 株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は 50,000,000 株、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は 35,000,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、111,157,600 株とする。
（単元株式数） 第８条　当会社の普通株式及びA種優先株式の単元株式数は、100 株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
（A 種優先株式） 第 13 条の２ 当会社の発行するＡ種優先株式の内容は、次のとおりとする。 ２　当会社は、剰余金の配当をおこなうときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株主の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式１株当たり、普通株式１株当たりの配当金にその時点におけるＡ種優先株式転換比率（本条の第5項において定められる。）を乗じて得られる額を普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）及び他の種類の優先株式の優先株主又は優先登録株式質権者と同順位にて支払う。 ３　当会社は、残余財産の分配をするときは、Ａ種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式１株につき 17．75 銭を支払う。Ａ種優先株主又はA種優先登録株式質	削除

権者に対しては、前記のほか残余財産の分配はおこなわない。 4　株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を行使することができない。 5　A種優先株主は、当会社に対し、平成24年12月1日以降、平成34年11月30日までの間、当該A種優先株主が有するA種優先株式を取得し、これと引換えに、A種優先株式1株につき1株の割合（以下「A種優先株式転換比率」という。ただし、以下にしたがい比率が変更された場合には、当該変更後の比率を「A種優先株式転換比率」という。）で普通株式を交付することを請求することができる。 6　A種優先株式転換比率は、合併、株式交換、株式移転、又は会社分割その他当会社の普通株式の発行済株式の総数が変更する事由が生じる場合で、A種優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該転換比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する転換比率に変更される。	
（議事録） 第19条の2 第13条から第19条までの規程は、種類株主総会についてこれに準用する。	削除
（種類株主総会） 第20条の2 第10条から第16条までの規程は、種類株主総会についてこれを準用する。 2　当会社は、会社法第322条第3項ただし書の場合を除き、会社法第322条第1項に定めるA種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 3　当会社は、A種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決	削除

定若しくはその委任をおこなう場合には、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 4　当会社は、第2項及び第3項に定める場合の他、定款による制限が法令上認められない場合を除いて、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。	

定款一部変更の件（２）　（決算期変更に伴う条文の変更）

（変更箇所は下線部で表示）

現行定款	変更案
（招集時期） 第 14 条　当会社の定時株主総会は、毎年 11 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	（招集時期） 第 14 条　当会社の定時株主総会は、毎年 12 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
（定時株主総会の基準日） 第 15 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月 31 日とする。	（定時株主総会の基準日） 第 15 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月 30 日とする。
（事業年度及び決算期） 第 45 条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月 31 日までの１年とし、事業年度末日を決算期とする。	（事業年度及び決算期） 第 45 条　当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までの１年とし、事業年度末日を決算期とする。
（剰余金配当の基準日） 第 46 条　当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年８月 31 日とする。	（剰余金配当の基準日） 第 46 条　当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。
（中間配当） 第 47 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当を行うことができる。	（中間配当） 第 47 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月末日を基準日として中間配当を行うことができる。

（新設）	附則 第１条　第 45 条（事業年度及び決算期）の規定にかかわらず、第 15 期事業年度は、平成 24 年９月１日から平成 25 年９月 30 日までの 13 カ月とする。 なお、本条は、平成 25 年９月 30 日の経過をもって、削除する。

３．日程

（１）定款変更のための臨時株主総会開催日　：　平成 25 年４月 24 日（水）予定

（２）定款変更の効力発生日　：　平成 25 年４月 24 日（水）予定

４．今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第 15 期（平成 24 年９月１日から平成 25 年９月 30 日）の連結及び個別の業績予想につきましては、詳細が確定次第速やかにお知らせいたします。

以上